

1996年（平成8年）1月1日

（設 置）

第1条 共生委員会の広報の計画的かつ効率的な運営並びに連絡調整を図るため、広報部会を設置する。

（組 織）

第2条 広報部会は部長及び部員をもって組織する。

（部 長）

第3条 部長は、共生委員会事務局長の職にあるものをもってあてる。

（部 員）

第4条 部員は、別表に掲げるものをもってあてる。

（所掌事務）

第5条 広報部会は次に掲げる事項について調整協議する。

- （1）広報の企画及び調整に関する事項。
- （2）広報に係る資料の収集。
- （3）その他広報の運営上必要と認められる事項。

（会 議）

第6条 会議は部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 広報部会は前条各号に掲げる事項を調査検討する。

（庶 務）

第7条 広報部会の庶務は共生委員会事務局において処理する。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、広報部会の運営に関し必要な事項は代表委員が定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

1996年（平成8年）1月1日

（設 置）

第1条 共生会館（以下「会館」という。）の建設に関する事項について調整協議し、会館の建設を促進するため、共生委員会のもとに共生会館（仮称）建設準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第3条 委員長は、成田空港地域共生委員会（以下「共生委員会」という。）代表委員の職にあるものをもってあてらる。

2 委員長に事故ある時は、委員長が指名した者がその職務を代理する。

（委 員）

第4条 委員は、別表に掲げるものをもってあてらる。

2 委員に事故ある時は、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

（所掌事務）

第5条 委員会は、次に掲げる事項について調整協議する。

- (1) 会館建設の基本方針に関する事。
- (2) 会館の建設に関する事項。
- (3) 会館の管理・運営に関する事項。
- (4) その他必要と認められる事項。

（会 議）

第6条 会議は委員長が必要に応じ召集し、主宰する。

2 委員会は、前条各号に掲げる事項を調査検討するため、関係機関等に意見を求めることができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、共生委員会事務局において処理する。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

1997年（平成9年）2月1日

（設 置）

第1条 共生委員会の効率的な運営並びに地域住民の意見を把握し、具体的な事業活動を促進するため、共生委員会のもとに地域部会を設置する。

（組 織）

第2条 地域部会は部会長、部会長代理及び部員をもって組織する。

（部会長及び部会長代理）

第3条 部会長は、共生委員会事務局長の職にあるものをもってあてる。

2 部会長代理は、共生委員会事務局次長の職にあるものをもってあてる。

3 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部 員）

第4条 部員は、成田空港地域共生委員会設置要綱第3条第1項第2号の委員をもってあてる。

（所掌事務）

第5条 地域部会は次に掲げる事項について調整協議する。

（1）円卓会議の合意事項の具体的な点検作業。

（2）地域住民（団体）との交流。

（3）地域住民の要望等に関する事項の調査・検討。

（4）その他必要な事業活動に関すること。

2 地域部会は、前項における調整協議の結果を共生委員会へ提言又は報告する。

（会 議）

第6条 会議は部会長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 地域部会は前条各号に掲げる事項を調整協議するため、他の共生委員及び関係機関等に意見を求めることができる。

（庶 務）

第7条 地域部会の庶務は共生委員会事務局において処理する。

（委 任）

第8条 この規程に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は代表委員が定める。

附 則

この規程は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年3月17日から施行する。

1997年（平成9年）7月1日

（設置）

第1条 共生会館（仮称）内に成田空港問題の歴史を正確に伝える歴史伝承の場を準備し運営していくため、共生委員会のもとに歴史伝承部会を設置する。

（組織）

第2条 歴史伝承部会の委員は、共生委員会代表委員が委嘱する。

2 歴史伝承部会は座長、座長代理、部会委員、部会事務局長及び事務局員をもって組織する。

（座長等）

第3条 座長は、共生委員会代表委員が指名する。

2 座長代理、部会事務局長及び事務局員は、座長が指名する。

（職務）

第4条 座長は、会務を総理する。

2 座長代理は座長を補佐し、座長が欠けたとき又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部会事務局長は、事務を総括する。

（部会委員）

第5条 部会委員は、別表1に掲げるものをもってあてる。

（所掌事務）

第6条 歴史伝承部会は次に掲げる事項について研究・調査する。

- （1）歴史伝承の場の基本計画の作成。
- （2）資料収集、及び展示内容の検討と作成。
- （3）他施設の視察。
- （4）歴史伝承の場の実施計画の作成。
- （5）開設準備に必要な作業
- （6）その他歴史伝承に関する必要な事項の検討

（作業班の設置）

第7条 前条各事項を効率的に推進するため、歴史伝承部会の中に作業班を設置することができる。

（会議）

第8条 会議は座長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 歴史伝承部会は第6条各号に掲げる事項を進めるため、他の関係者等に意見を聞くことができる。

（庶務）

第9条 歴史伝承部会の庶務は共生委員会事務局において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、歴史伝承部会の運営に関し必要な事項は共生委員会代表委員が定める。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

1999年（平成11年）6月1日

（設置目的）

第1条 新東京国際空港公団の情報公開を共生の視点から再検証し、その内容と方法の在り方を検討するための作業部会として「情報公開の在り方（内容と方法）を検討する部会」を設置する。

（組織）

第2条 作業部会は、顧問、部会長、部会長代理及び部会員をもって組織する。

（顧問及び部会長等）

第3条 顧問は、共生委員会代表委員及び代表委員代理の職にある者のなかからあてる。

2 部会長は、共生委員会事務局長の職にある者をもってあてる。

3 部会長代理は、共生委員会事務局次長の職にある者をもってあてる。

4 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会員）

第4条 部会員の構成及び定数は次のとおりとする。

（1）関係行政機関の職員 2名

（2）新東京国際空港公団の職員 3名

（3）共生委員会の委員 3名

（所掌事務）

第5条 作業部会は次に掲げる事務を所掌する。

（1）情報公開の実態把握。

（2）共生に資する情報公開の在り方（内容と方法）の検討。

（3）その他、研修、資料収集等、必要な事務。

（会議）

第6条 会議は部会長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 作業部会は必要がある場合には、他の共生委員及び関係者等に出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 作業部会の庶務は共生委員会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表委員が定める。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

今後の共生委員会のあり方に関する検討委員会設置要綱

部会等規程

2000年（平成12年）5月22日

（設 置）

第1条 成田空港地域共生委員会（以下「共生委員会」という。）は、業務開始後5年が経過し、また、空港をめぐる状況も変化していることから、今後の共生委員会のあり方を検討するため、共生委員会に「今後の共生委員会のあり方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（業務内容）

第2条 検討委員会の業務内容は次のとおりとする。

- （1）これまでの共生委員会事業の検討
- （2）今後の共生委員会のあり方の検討
- （3）地域と空港との共生の実現に向けた諸課題の検討

（組 織）

第3条 検討委員会は、委員長、委員長代理及び委員をもって組織する。

- 2 検討委員会にワーキンググループを置く。

（委員長及び委員長代理）

第4条 委員長は、共生委員会代表委員があたる。

- 2 委員長代理は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委 員）

第5条 検討委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- （1）千葉県
 - （2）関係市町
 - （3）住民団体・地域住民
 - （4）運輸省
 - （5）新東京国際空港公団
 - （6）共生委員会
- 2 委員は、共生委員会代表委員が委嘱する。

（会 議）

第6条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員長は、必要がある場合には、会議に関係者（学識経験者等）の出席を求め意見を聞くことができる。

（ワーキンググループ）

第7条 ワーキンググループは、参加団体の中から選任された者をもって組織する。

- 2 ワーキンググループに責任者を置き、委員長が指名する。
- 3 ワーキンググループの会議は必要に応じて責任者が招集し、主宰する。

（ワーキンググループの職務）

第8条 ワーキンググループは、委員長の命により、または第2条の規定に基づく業務を行うための必要な作業を行う。

（庶 務）

第9条 検討委員会の庶務は、共生委員会事務局において処理する。

（委 任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は共生委員会代表委員が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月22日から施行する。

2001年（平成13年）2月21日

（名 称）

第1条 この会議は成田空港地域共生委員会連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）という。

（目 的）

第2条 連絡調整会議は、成田空港地域共生委員会（以下「共生委員会」という。）の業務を円滑に推進するために、空港周辺市町村等と緊密な連携を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 連絡調整会議は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 共生委員会事業の調整、協議に関すること。
- 二 その他必要な事業活動。

（組 織）

第4条 連絡調整会議は、空港周辺市町村（成田市、富里町、下総町、大栄町、多古町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町）の職員、千葉県職員の職員、国土交通省の職員、新東京国際空港公団の職員、共生委員会の委員及び共生委員会事務局の職員をもって組織する。

- 2 連絡調整会議に、委員長及び委員長代理を置く。

（委員長及び委員長代理）

第5条 委員長は、共生委員会代表委員の職にある者をもってあてる。

- 2 委員長代理は、共生委員会事務局長の職にある者をもってあてる。
- 3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 連絡調整会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長とする。
- 3 議長は、必要があると認めた場合には、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶 務）

第7条 連絡調整会議の庶務は、共生委員会事務局において行う。

（補 則）

第8条 この規程に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、共生委員会代表委員が定める。

附 則

この規程は、平成13年2月21日から施行する。

2002年（平成14年）2月5日

（設置）

第1条 成田空港に関連して、地域が空港との共生を実感でき、地域に希望と光がもたらされたと認識できるように、地域づくりに資する調査・研究等を行うため、成田空港地域共生委員会地域づくり部会（以下「地域づくり部会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 地域づくり部会は、成田空港を基軸に、地域を活性化させるために、地域が多様な個性や活力を発揮し、かつ住民みずからが参画して、主体的に取り組む方策等を追求し、その具体的な展開について調査・研究等を行う。

（事業）

第3条 地域づくり部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域づくりのための資料収集、事例研究
- 二 他地域の地域づくりの視察
- 三 地域づくりのあり方に関する報告、提言
- 四 その他地域づくりに資する必要な事項の検討、実施

（組織）

第4条 地域づくり部会は、学識経験者、空港周辺市町村の住民、千葉県の職員、国土交通省の職員、新東京国際空港公団の職員等をもって組織する。

- 2 地域づくり部会は、部会長、部会長代理、部会委員及び部会事務局をもって構成する。

（部会長及び部会長代理）

第5条 部会長は、共生委員会代表委員の職にある者をもってあてる。

- 2 部会長代理は、部会長が指名する。
- 3 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は部会長が必要に応じて召集し、主宰する。

- 2 地域づくり部会は、必要に応じて他の関係者等に出席を求め、意見を聞くことができる。

（スタディグループの設置）

第7条 事業を効率的に推進するため、地域づくり部会の中に、「スタディグループ」を設置することができる。

（庶務）

第8条 地域づくり部会の庶務は部会事務局において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、地域づくり部会の運営に関し、必要な事項は共生委員会代表委員が定める。

附 則

この規程は、平成14年2月5日から施行する。